# 慶應義塾ミュージアム・コモンズ
# 芸術資料収集・保管及び展示等業務実施要領

2021 年 1 月 1 日

（趣旨）

第１条　この要領は、慶應義塾ミュージアム・コモンズ（Keio Museum Commons, 以下「KeMCo」という。）の KeMCo 規程第３条第２項および第３項に定める業務（以下「展示・収蔵等業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、芸術資料とは、KeMCo が収蔵し、又は収蔵しようとする芸術作品、アーカイヴ資料、その他芸術に関連する資料、図書等のことをいう。

（展示・収蔵等業務の内容）

第３条　KeMCo は、展示・収蔵等業務に関して、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）芸術資料の収集に関する業務

（２）芸術資料の整理、記録、保管等に関する業務

（３）KeMCo 展示スペース等における芸術資料の展示に関する業務

２　KeMCo 展示スペースの運用に関しては別途これを定める

（芸術資料の情報の収集・調査）

第４条　KeMCo は、慶應義塾ミュージアム・コモンズ芸術資料収集・保管方針（以下「収集方針」という。）に従い、KeMCo が収蔵の対象とする芸術資料に関する情報を積極的に収集し、その情報内容の確認等、収集・保管に際して必要となる事項について調査・折衝する。

（受贈等に係る業務）

第５条　KeMCo は、KeMCo に対する芸術資料の寄贈又は寄託（以下「寄贈等」という。）の申出があった場合において、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）寄贈等の申出に基づく芸術資料の調査・折衝

（２）寄贈寄託申請書の受領および受贈受託書の交付

（３）その他、慶應義塾ミュージアム・コモンズ寄贈寄託芸術資料取扱要領に指示される寄贈等に必要とされる業務

（整理、記録及び保管等に係る業務）

第６条　KeMCo は、芸術資料の分類整理、記録及び保管に関して、次の業務を行うものとする。

（１）芸術資料の分類整理及び記録の作成

（２）芸術資料の保管
（３）芸術資料の記録の整理及び保管
（４）芸術資料の貸出し及び撮影許可

（芸術資料の定期診断・修復）
第７条　KeMCo は、芸術資料について、計画的に保存状態・破損状況等の診断をしなければならない。
２　KeMCo は、１の診断に基づき、必要に応じて適切な修復を行うものとする。

（芸術資料の貸出し及び掲載許可）
第８条　KeMCo は、KeMCo が所有する芸術資料等の第三者への貸出し及び掲載許可を行うことができる。
２　前項の実施に係わる貸出し及び掲載許可の手続き等は、慶應義塾ミュージアム・コモンズ芸術資料貸出要綱に基づき取り扱うものとする。

（芸術資料の展示に係る業務）
第９条　KeMCo は、第３条（３）に定める業務に関し、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）展示芸術資料及び展示スペースの管理及び保全
（２）展示及び展示替えに係わる調査、計画及び実施
（３）芸術資料の借用及び返却に係わる業務

（職員及び職務）
第 10 条　展示・収蔵等業務には、KeMCo 規程第４条第３項に定める専任所員（以下「専任所員」という。）があたる。
２　展示・収蔵等業務の実施上、特に必要があると認めるとき、KeMCo 機構長（以下「機構長」という。）は、KeMCo 所員以外に展示・収蔵等業務への従事を命じることができる。
３　展示・収蔵等業務に従事する所員は、学芸員資格を有する者とする。

（その他）
第 11 条　その他芸術資料の収集及び保管等に関して、この要領に定めがない事項については、専任所員と機構長の協議の上定めるものとする。

附　則
この要領は、2021 年１月１日から施行する。